

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条及び第 4 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 11 条第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 3 項」を加え、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「（この項の規定により繰り越されたものを除く。）」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第 1 項第 3 号

の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であって当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。

第19条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第3号の改正規定及び同条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項、第3条、第4条第2項、第11条第1項第1号及び第19条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項の規定を適用する。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正）

- 4 熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、前項の規定による改正後の熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関す

る条例第9条第1項の適用については、同項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(提出理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。